

■ 医師国民健康保険組合への加入

医師国民健康保険組合の被保険者となることができるのは、下記のとおりです。

【被保険者になることのできる方】

医師（医師組合員）	<ul style="list-style-type: none">・ 沖縄県内に住所を有していること。・ 沖縄県医師会の会員であること。・ 医療の事業又は業務に従事していること。 ※別紙の『 <u>医療の事業又は業務に従事する者の判定基準</u> 』を参照
医師組合員の家族	<ul style="list-style-type: none">・ 医師組合員と住民票上、同一世帯に属する家族の方 ※ <u>学業で県外に住所を移している場合は、証明書（学生証の写し等）をご提出いただければ加入できます。</u>
従業員（従業員組合員）	<ul style="list-style-type: none">・ 医師組合員の開設する事業所に勤務し、健康保険などの被用者保険に加入していない方
従業員組合員の家族	<ul style="list-style-type: none">・ 被保険者の従業員と住民票上、同一世帯に属する家族の方 ※ <u>学業で県外に住所を移している場合は、証明書（学生証の写し等）をご提出いただければ加入できます。</u>
後期高齢者組合員	<ul style="list-style-type: none">・ 75歳を迎える以前から加入している医師組合員で、75歳の誕生日以降も組合に籍を残す場合、組合に申出ることにより、継続して加入できます。・ 組合に籍を残すメリットは、75歳未満の家族並びに従業員組合員も、引き続き組合に加入することが出来ます。

【健康保険被保険者 適用除外】

1人医師医療法人の医療機関の従業員、及び5人以上の従業員のいる個人事業所の医療機関の従業員は「健康保険適用事業所」となる為、健康保険(政管健保)と厚生年金が適用されます。

しかし、医師国民健康保険組合に加入している医療法人の医師(家族)については、「健康保険被保険者適用除外」の承認を受けることで、従来通り医師国民健康保険組合の被保険者となることができます。年金は厚生年金への加入となります。

健康保険被保険者適用除外承認申請の届出用紙は、組合に用意しておりますので、ご連絡をいただければ、ご送付いたします。(沖縄県医師国保組合 TEL: 888-0087)

沖縄県医師国民健康保険組合
医療の事業又は業務に従事する者の判定基準

「医療の事業又は業務に従事する者の判定基準」を次のように定める。

医療の事業又は業務に従事する者の判定基準

(平成25年2月19日 理事会決定)

(目的)

第1条 この基準は、沖縄県医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）規約第6条第2項の規定に基づき、当組合における組合員資格管理を適正に行うことを目的として、「医療の事業又は業務に従事する者」の判定基準を定める。

(組合員の事業又は業務の種類)

第2条 組合員が従事する事業又は業務の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 医療機関又は福祉施設（医師の開設又は管理について法的義務があるもの）の開設者又は管理者
- 二 医療機関又は福祉施設（医師の配置要件があるもの）に勤務する医師
- 三 組合員が開設又は管理する医療機関等の従業員
- 四 組合事務所に使用される者
- 五 上記一及び二に該当しないが、医師の国家資格を有する専門職としての次の事業又は業務に携わる者（非常勤勤務者を含む。）
 - ① 医師、看護師、介護士等を育成する教育機関等の教師（講師）
 - ② 審査支払機関における診療報酬明細書等の審査に携わる者
 - ③ 嘱託医（学校医、産業医、警察医等）、検案業務に携わる者、代務診療を行う者
 - ④ 公衆衛生活動に携わる者、検査・健診業務に携わる者及び救急救命の業務に携わる者
 - ⑤ 研究機関等において医学・医療に関する調査・研究・教育を行う者
 - ⑥ 医師会・国民健康保険組合等、その他医療関係機関の役員、委員及び議員等
 - ⑦ 国又は地方自治体（公的団体を含む。）の所管している外部審議会等の委員
 - ⑧ その他医師会等の事業又は業務に携わる者

(資格確認)

第3条 組合は、前条による確認とあわせて、組合員の住所等その他の資格要件についても定期的に確認を行い、資格の適正化を図ることとする。

附則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。